

令和8年度 個人住民税申告別冊号

各世帯1冊配布

今年度より、個人宛郵便から1月の区長・直送文書にて配布を行っております。
この申請書で2名分まで住民申告が出来ます。不足する場合は複写（コピー）してお使いください。

■対象者

【この冊子は九重町にお住まいの令和8年1月1日時点で、18歳以上の方が利用します。】

個人住民税申告とは1月1日現在、九重町内に住所のある人は原則として申告書を提出しなければなりません。

※次に該当する人は申告の必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告をした・する予定の人
- (2) 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
※ただし、雑損控除、医療費控除または寄附金控除（ワンストップ除く）などを受けようとする人は、申告が必要となります。
- (3) 前年中所得の公的年金収入が400万円以下の方で、年金以外の所得が20万円を超えず、医療費控除、寄付等（追加）の控除がない方

詳細は、③ページの判定フローチャートよりご確認ください。

まとめ冊子の中身について

①ページ	個人住民税申告別冊号
②ページ	個人住民申告に係る補足Q&A・確定申告相談について（令和8年2月16日～3月16日）
③ページ	申告フローチャートについて（判定表） 対象者になるかこちらからチェック!!
④ページ	九重町の確定申告相談会場について 日田税務署確定申告会場への来場の検討されている方へ・その他
⑤ページ	【記入例】個人住民税申告 収入編
⑥ページ	【記入例】個人住民税申告 控除編
⑦～⑩ページ	個人住民申請の書き方 手引き
⑪⑫両面ページ	個人住民税申告書（提出用はこちらを切り取りして利用ください）
⑬⑭両面ページ	別紙1 営業所得・農業所得・不動産所得等を有する方は提出
⑮⑯両面ページ	予備 個人住民税申告書類
同封	別紙2 証明書類添付用台紙

収入が全くない方も、記入例⑤ページを確認し申告書表の『1. 所得金額』の合計欄に「0」と記載し、表面の『所得がない場合の記載欄』の該当する箇所を記入して提出してください。

※申告義務がない方でも、福祉・教育・保育・町営住宅など各種制度や課税（所得）証明書の発行などのために申告が必要となる場合があります。

■提出期間 令和8年1月30日（金）～令和8年3月16日（月）まで

■提出方法 持参または郵送、今年度からe-tax（インターネット）での提出が可能となりました。

税務課窓口への持参、郵送も可能です。申告相談が必要な方は、確定申告相談会場へお越しください。

eTax（インターネット）からの申請は、右欄の「国税庁サイト住民税申告特設サイト」の2次元コードから確認ください。

郵送時の送付宛名

〒879-4895 九重町大字後野上8番地の1
九重町役場 税務課 令和8年度(7年分)分個人住民税申告書 在中



国税庁サイト
住民税申告
特設サイト

持参先・問い合わせ先 九重町役場1階 税務課 電話0973-76-3803（直通）

■提出時の注意点

- ・申告書に個人番号（マイナンバー）の記載をお願い致します。
 - ・郵送の場合は本人確認書類（※）の写しを同封してください。
※本人確認書類の例 例1：マイナンバーカード（番号確認及び本人確認書類）
例2：通知カード+運転免許証等（本人確認書類）
- また、本人以外が申告書を持参する場合、代理人の方の確認書類も必要です。

■個人住民申告に係る補足Q & A

Q 1. 前年中の収入が0円なのに申告する必要がありますか？

- A. 本人の申告がない限り、町としては本当に収入がないのか確認ができませんので申告書のご提出をお願いします。

Q 2. 働いている家族の扶養になっているから自分は申告しなくて良いですか？

- A. 申告は世帯内の働いている人だけが行うのではなく、個人ごとに行います。扶養にとれるかどうかは所得要件があるため、本当に扶養の要件を満たしている人なのかどうか判断出来ないためご提出をお願いします。

Q 3. 申告したとしても町県民税がかからなければ、申告の意味はないですよね？

- A. 町県民税がかからない場合でも、国民健康保険税等その他の税目や、各種サービスの申請の基礎となるのは個人ごとの収入や町県民税の課税状況です。申告をしていない場合、仮の課税となる場合や、サービスの申請・決定ができない場合がありますので、申告をするようお願いします。

Q 4. 学生だから申告しなくても良いですよ？

- A. 賦課基準日の1月1日時点で九重町に住民票のある18歳以上の方全てが申告の対象となります。学生でもアルバイト等で収入がある方はもちろん、収入が0円の方もその旨を申告書に記入し提出をお願いします。なお、18歳未満の方の場合でも、本人の税証明が必要になったり、収入額が一定以上ある場合には申告をする必要があります。

Q 5. 既にほかの市町村へ町県民税を払っているのですが九重町にも払うのですか？

- A. 1月1日時点で住民票は九重町にあったとしても、実際に働いて生活している場所が他市町村である場合、その市町村から課税されることがあります。この場合は、お手数ですが申告書の開いている部分に『〇〇市で課税』と記載の上ご提出ください。なお、課税されている市町村でないと、税関係証明書が取得できませんのでご注意ください。

■確定申告相談について

確定申告が必要な方は、スマホや自宅パソコンからの提出が全国で7割を越え、一度行うことで、翌年度からスムーズな資料収集が可能となります。

マイナンバーを活用することでキャッシュレスでの支払いも可能となりました。
申告会場での相談を行う方は、7ページに記載の「申告に必要な書類」を確認ください。



と

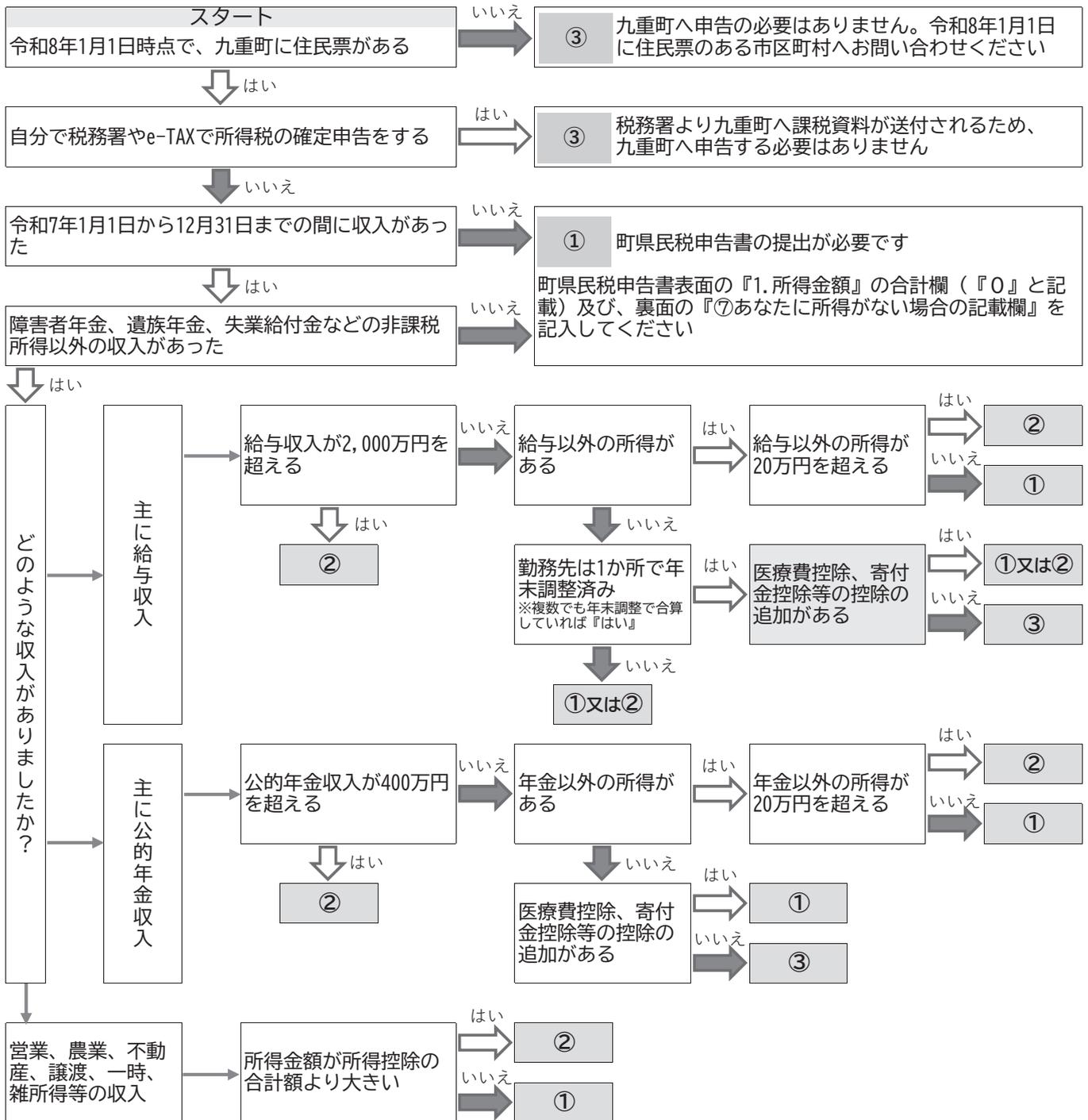


スマホ申告やってみませんか？ コチラより▶



国税庁サイト
スマホで
確定申告

令和8年度（令和7年中収入分）申告フローチャート



【フローチャート判定結果】

① 住民税申告が必要です	送付しております町県民税申告書を提出してください。なお、所得税が源泉徴収されていて、還付申告を行う場合は確定申告をする必要があります。
② 確定申告が必要です	町の申告相談で申告をされる方は、必要書類を全て揃え、また事業等がある方は収支内訳の計算をしたうえでお願いします。
③ 申告をする必要はありません	所得税が源泉徴収されていて、還付申告を行う場合は確定申告をする必要があります。

※未申告の場合、各種税証明の発行ができません。また、国民健康保険税等の各保険税（料）、保育料や各種助成制度等の区分判定等に支障をきたす場合がありますので、忘れずに申告書を提出してください。

■九重町の確定申告相談会場について

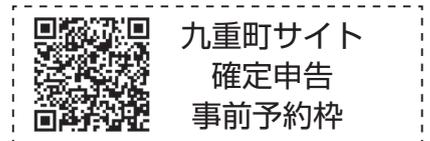
開設期間 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)の平日
受付時間 8:30～12:00 13:00～16:00(16:00最終受付)
会場 九重町役場3階301会議室

上記の期間中、所得税確定申告及び住民税申告の受付会場を開設します。
なお、例年申告会場は大変混雑が予想されますので、できるだけ短時間で終わらせられるよう、事前に必要書類を揃えて、収支の内容をまとめるなど準備をしてから会場にお越しいただくよう、皆様のご協力をよろしく願います。

現在、役場玄関前塔屋改修工事が実施されており、騒音や各種駐車場制限等で、皆様方には大変ご迷惑をお掛け致します。ご理解とご協力をお願い致します。
また、役場玄関前駐車場について、一部駐車場の利用が出来ません。満車の場合は臨時の駐車場として緑陽中学校前の指定された臨時駐車場所をご利用ください。

◎事前予約枠

通常受付(受付時の番号札順)以外にLINEからの事前予約を行えます。
1日5名程度になります。
令和8年2月2日(月)13:00より受付を開始します。



◎確定申告が必要な方 ※詳細は手引き(P7)をご覧ください。

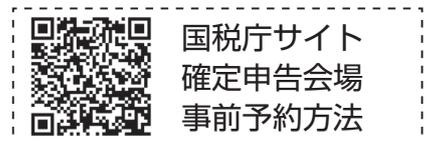
- ◆会社で年末調整をしていない方 ◆事業所得や不動産所得等の各種所得がある方
 - ◆源泉徴収票に記載された控除に変更がある方 ◆医療費控除・寄付金控除等を受ける方 等
- ※なお、収入が0円の方は、住民税申告書にその旨を記載の上、税務課窓口へ提出をお願いします。
確定申告に必要なものについては、手引き(P7)をご覧ください。

■日田税務署確定申告会場への来場を検討されている方へ

申告会場への入場には、時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、LINEの友達追加を通じたオンライン事前発行、当日配布分があります。配布状況に寄っては、後日の来場をお願いする場合があります。

- ・開催期間 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)の平日
- ・開催場所 日田税務署(日田市田島2丁目7-1)
- ・電話 0973(23)2136 ※自動音声案内 確定申告に関する相談は「0」を選択。
- ・受付時間 午前9時から 午後4時まで
- ・申告・納税期限 所得税・贈与税令和8年3月16日(月)まで 個人事業者の消費税令和3月31日(火)まで

申告の相談は、ご自宅からのお電話やチャットポット(ふたば)でも可能です。
(国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901) ※ナビダイヤル



■その他

○要介護認定者に対する障害者控除について

介護保険制度で要介護認定を受けた満65歳以上の方は、障害者手帳などをお持ちでなくても、障害者控除に該当する場合があります。対象となる方は、要介護認定を受けている方で介護認定の審査資料が一定の要件を満たした方です。該当者には所得税や住民税の控除を受けるための「九重町障害者控除対象者認定書」を交付します。認定書が必要な方又はその扶養者の方は、介護保険被保険者証・印鑑を持参のうえ申請してください。

○おむつ代にかかる医療費控除について

おむつ代の医療費控除について、九重町が発行する確認書をもって代用することができます。対象となる方は、要介護(要支援)認定を受けている方で介護認定の審査資料が一定の要件を満たした方です。確認書が必要な方又はその扶養者の方は、介護保険被保険者証を持参のうえ申請してください。

申請・問い合わせ先：地域共生支援課 0973-76-3821

記入例 (個人住民税申告 収入編)

令和8年度(7年分) 町民税 (国民健康保険税) 県民税 (介護保険料) 申告書 (後期高齢者医療保険料)

九重町長殿



住所	九重町大字後野上8-1		職業又は勤務先 (株)●●や 学生	町記載欄 台帳番号: 受付: 提出: 本人・家族・使者 受付方法: 窓口・会場・郵便 番号確認: カード 通知・住民票 身元確認: ド 運転・パス・通知
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 4 4 4	電話番号 090-1111-XXXX		
フリガナ	ココノエ	ゼイタロウ	生 年 月 日	
氏 名	九重 税太郎		昭和○年 ○月 ○日	

1. 所得金額

所得の種類	①収入金額	②必要経費	③専従者控除額	所得金額(①-②-③)円
営業等	1,320,000円	150,000円	600,000円	570,000円
農業	1,510,000円	1,680,000円	0円	▲170,000円
不動産				円
利子				円
配株式等				円
当給与		(支払者の名称:)		円
公的年金	285,000円	(支払者の名称: 厚生年金)		0円
その他				円

下記の方はこの申告書を提出
※源泉徴収票・生命保険支払証明書などは
※所得の内訳については、別紙1の記載欄
貼ってください。

収入が0円の方は太枠箇所の必要事項を記入し、合計欄に0と記載。

④差引(①-②)	⑤特別控除額	所得金額(③-④)円
		① 円
		② 円
		③ 円
		0円
合 計		400,000円

ありません。

●●●「所得税の確定申告書」を提出された方
●●●年末調整済みの給与収入のみの方
●●●公的年金収入のみの方

所得がない場合の記載欄 該当するものに○をして必要事項を記入してください。

1	イ 仕送りを受けて生活している ロ だれかに扶養されている	住所 氏名	個人番号	続柄	TEL
2	学生等の方	学校等の名称	学校	年	※令和7年1月1日現在
3	その他	(イ)年金等の種類 (ロ)失業保険受給年額 (ハ)生活保護受給 (ニ)その他	遺族年金・傷病手当金・障害年金・その他() 年額.....円受給円受給 (年 月から 月まで) (年 月 日より受給)		

※白色専従者控除限度額は50万円です(配偶者は86万円)

分離課税の所得	種 目	①収入金額	②必要経費	③差引(①-②)	④特別控除額	所得金額(③-④)円
	短期譲渡					円
	長期譲渡					円
						円
	山林					円

※土地建物の譲渡所得は他の所得と分離して課税されます。
※山林には5年を超える期間所有していた山林を、伐採または立木のまま売却した所得等を記入。

16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)						
	氏 名	続柄	生年月日	個人番号	同居・別居の別	摘 要
平22.1.2 以後生 (控除対象外)			平・令 . . .		同・別	
			平・令 . . .		同・別	
			平・令 . . .		同・別	
			平・令 . . .		同・別	

記入例（個人住民税申告 控除編）

2. 所得から差し引かれる金額

社会 保険料 控除	社会保険の種類	国民健康保険税	国民年金	農業者年金	その他（ ）													
	支払った保険料	145,200 円	人分			円												
小規模 共済等 控除	支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額					円												
生命 保険料 控除	一般生命保険	保険金受取人 続柄	保険会社名	新・旧 の区分	支払証明額	保険金受取人 続柄	保険会社名	新・旧 の区分	支払証明額	控除額については 書き方を参照してください。								
		九重花子 妻	〇〇保険	旧	45,000 円	九重花子 妻	〇〇保険	旧	35,000 円	③計(①+②、最高28,000円) 28,000 円								
		(新保険料等の支払証明額計 ①控除額(最高28,000円))			45,000 円	(旧保険料等の支払証明額計 ②控除額(最高35,000円))			35,000 円	②と③のいずれか大きい金額 28,000 円								
		九重花子 妻	〇〇共済		16,000 円					ホ控除額(最高28,000円)								
						支払証明額計				16,000 円								
介護医療 個人年金									⑥計(④+⑤、最高28,000円) 円									
	(新保険料等の支払証明額計 ④控除額(最高28,000円))					(旧保険料等の支払証明額計 ⑤控除額(最高35,000円))				⑤と⑥のいずれか大きい金額 円								
ニ + ホ + ヘ (最高70,000円)										44,000 円								
地震 保険料 控除	① 地震保険料				② 旧長期損害保険料 (平成18年12月31日までに締結したもの)				控除額については書き方を 参照してください。									
	所有者又は 被保険者	保険の種類	保険会社名	支払保険料	所有者又は 被保険者	保険の種類	保険会社名	支払保険料	(A)支払保険料計	円								
									(B)支払保険料計	円								
障害者控除	<input checked="" type="checkbox"/> 本人障害	障害の 程度	身体・精神 1 級 療育・戦傷病 度	障害者は 26 万円 特別障害者は 30 万円	30 万 円													
(注) 障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。																		
ひとり親控除	<input type="checkbox"/> ひとり親控除			控除額は 30 万円		円												
寡婦控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 (死別・生死不明・離婚・未帰還)			控除額は 26 万円		円												
勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名:)			控除額は 26 万円		円												
配偶者控除・ 配偶者特別 控除・同一生 計配偶者	フリガナ	ココノエ ハナコ		生年月日	明・大昭・平		配偶者の 合計所得金額	0 円		障害の 程度	身体・精神 療育・戦傷病 度							
	氏名	九重花子		個人番号	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除 対象配偶者を除く。)		円											
扶養控除	氏名	続柄	生年月日	個人番号				同居・別居 の別	障害の程度	控除額								
	九重次郎	父	明・大昭平 10・3・10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	3	3	3	同・別	身体・精神 療育・戦傷病 度	58 万円
			明・大昭平												同・別	身体・精神 療育・戦傷病 度	万円	
			明・大昭平												同・別	身体・精神 療育・戦傷病 度	万円	
特定親族 特別控除	氏名	続柄	生年月日	個人番号				収入	控除額	障害の程度	等級	控除額						
			平成						万円	万円	身体・精神・ 療育	級	万円					
			平成						万円	万円	身体・精神・ 療育	級	万円					
基礎控除										430,000 円								
控除合計										1,354,000 円								
雑損 控除	損害の原因	損害を受けた 資産の種類	A 損害金額		B 保険金等で補填 される金額		差引損失額 (A-B)		控除額									
									円									
医療費 控除	医療を受けた人の氏名	続柄	A 支払医療費等		B 保険金等で補填 される金額		差引負担額 (A-B)		<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制									
									円									

令和8年度（7年分）町民税・県民税 申告書の手引き

（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料申告書）

収入が全くない方でも各種証明書の発行や保険料の算定、各種行政サービスを受ける上で必要な資料となります。収入の有無に関わらず、記入し提出をしてください。

申告の必要がある方

令和8年1月1日現在、九重町内にお住まいで、令和7年中（1月1日～12月31日）に所得があり、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

①営業等・不動産・配当による収入（所得）やその他の収入（所得）があった場合

- 個人事業による所得や、事業でない程度（副業等）の報酬などによる所得があった方
- 個人取引による生活用以外の資産（衣類・雑貨・家電等）の売買、自家用車・個人の空き部屋などの資産の貸付、人的役務の提供（家庭教師やベビーシッターなど）やインターネット広告などによる所得があった方
- 生命保険・損害保険契約に基づく年金、一時金や満期返戻金があった方
- 国や地方公共団体（府・市）、その他の団体から手当や補助・給付金を受けた方（非課税規定のあるものは除きます）など

②会社等にお勤めで給与収入（所得）があった方で、次のいずれかに該当する場合 ※パート・アルバイトも含まれます

- 給与収入のほかに上記①の各種所得があった方（各種所得の合計額が20万円を超える方は確定申告が必要）
- 年の途中で退職し、再就職していない方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 年末調整をしなかった給与収入がある方
- 各種控除（医療費控除、寄付金税額控除など）や控除の追加がある方

③公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合

- 公的年金等収入のほかに、上記①の各種所得があった方（各種所得の合計額が20万円を超える場合は確定申告が必要）
 - 還付される所得税がない場合など、町民税・県民税だけで生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除、医療費控除、寄附金税額控除などを申告する方
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。ただし、公的年金等から所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定（還付）申告が必要です。

〈給与又は公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、町民税・県民税の申告は必要です。〉

申告に必要となる書類

項番	必要書類	説明
1	個人番号（マイナンバー）の確認書類	●マイナンバーカード ●通知カード（または個人番号が記載された住民票の写し）および顔写真付き証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳など）
2	収入や経費などが分かる書類	●給与所得の源泉徴収票（ない場合は給与明細や支払証明書など） ●公的年金等の源泉徴収票 ●その他、所得金額の計算に必要な収入金額・必要経費がわかる書類
3	各種控除を確認できるもの	●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料…年金からの引落の場合は年金の源泉徴収票 ※普通徴収の場合は証明書を税務課窓口で発行する必要があります。 ●国民年金保険料・国民年金基金…社会保険料控除証明書など（国民年金保険料のご不明な点は、日田年金事務所（電話：0973-22-6174）へお問い合わせください） ●生命保険料・地震保険料控除…保険会社等が発行する控除証明書（原本） ●障害者控除…障害の種別・等級が分かる各種手帳や障害者控除対象者認定書（健康福祉課交付）など ●医療費控除…医療費控除の明細書（医療費通知や領収書をもとにご自身で作成してください） ※医療機関等の領収書は添付しないでください。 ※明細欄の記入を省略する場合は、医療費通知（原本）の添付が必要です。 ●寄附金税額控除…寄附先の団体などから交付された寄付金の受領書（原本）など
4	町民税・県民税申告書	●所得税が発生しない方は必要となります。
5	その他	●利用者識別番号を取得されている方は番号が分かるもの（確定申告を行う方） ●本人名義の通帳（所得税の口座振替をご希望の方は口座の届出印）（確定申告を行う方） ●事業、不動産、土地、山林、株式等所得がある方は、収支内訳書及び帳簿等関係書類 ※領収書の整理・収支内訳書の事前作成をお願いします。 ※収支内訳書の用紙が必要な方は税務課までお越しください。 ●家畜市場で牛を販売された方…家畜市場計算書（肉用牛売却証明書）

【注意事項】

- ①収入が全くない方も、申告書表の『1 所得金額』の合計欄（『0』と記載）および、裏面の『⑦所得がない場合の記載欄』を記入し提出してください。
- ②提出がないと国民健康保険税等の金額が正しく計算されない場合がありますので、注意してください。
- ③申告書に個人番号（マイナンバー）の記載をお願い致します。提出の際は本人確認書類（※）の準備をお願い致します。郵送の場合は本人確認書類（※）の写しを同封してください。
※本人確認書類の例 例1：マイナンバーカード（番号確認及び本人確認書類） 例2：通知カード+運転免許証等（本人確認書類）
※本人以外が申告書を持参する場合、代理人の方の確認書類も必要です。
- ④申告書の本人・事業専従者・配偶者控除・扶養控除（16歳未満含む）の各欄に個人番号（マイナンバー）を記入してください。
- ⑤町の「民間賃貸住宅家賃助成」を受給された方は課税の対象になりますので申告が必要です。

収入金額・所得金額

○収入金額には令和7年中に収入が確定した金額、必要経費等にはその収入を得るために支出した費用をご確認の上記入してください。

所得の種類		収入(所得)の内容
事業	営業等	卸売・小売・飲食・製造・建設・サービス業、芸術・芸能業、医業、弁護士等、大工、家内労働者、各種外交員、その他自由業など、個人の事業から生ずる所得
	農業	農作物の生産、果樹栽培、家畜の育成、椎茸などから生ずる所得
	不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地などから生ずる所得
	利子	預貯金の利子など(国内源泉分離課税分は申告不要) ※国外の預金の利子等は申告が必要です。
配当	株式等	法人から受ける剰余金・利益の配当や剰余金の分配など
	その他	証券投資信託の収益の分配金など
	給与	給与(賞与)、賃金などの所得でパート・アルバイトなどの収入を含みます。(税金などを差し引く前の支払総額) ※源泉徴収票の添付または提示にご協力ください。
雑	公的年金等	公的年金(厚生年金、国民年金、各共済組合の年金)、恩給など ※源泉徴収票の添付または提示にご協力ください
	その他のもの	生命(損害)保険契約に基づく年金、事業でない程度原稿・作曲・デザイン等の報酬、著作権の使用料、講演料、FX(金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引に該当しない取引)、インターネット広告料(アフィリエイト等)、シルバー人材センターからの配分金、国や地方公共団体その他の団体から受ける手当・補助(給付)金(非課税規定のあるものを除く)など
一時 総合譲渡	総合譲渡	土地・建物、株式・公社債等以外の資産の譲渡により生ずる所得 (営業権、自動車、船舶、機械器具、ゴルフ会員権の譲渡など) ●短期…取得後5年以内の譲渡 ●長期…取得後5年超の譲渡
	一時	生命(損害)保険契約等に基づく一時金・満期返戻金や解約による保険金、賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪等の払戻金、法人から贈与を受ける金品、遺失物拾得の報労金などの一時金

※所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、速算表により計算した給与所得の金額からそれらの控除額を差し引いたものが給与所得の金額となります。

●給与所得金額の速算表

給与収入金額(A)	給与所得の金額 A = 収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)
650,999円まで	0円
651,000円から1,899,999円まで	収入金額 - 650,000円
1,900,000円から3,599,999円まで	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円から6,599,999円まで	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円から8,499,999円まで	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円から	収入金額 - 1,950,000円

※収入金額 ÷ 4 は、小数点以下を切り捨てて計算します。

●所得金額調整控除

項番	所得金額調整控除適用の要件等	控除額
1	給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ① 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当 ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する ③ 納税義務者本人が特別障害者に該当	(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%
2	給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等にかかる雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等にかかる雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合	(給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等にかかる雑所得の金額) - 10万円 ※限度額10万円

※上記1および2いずれの要件にも該当する場合は、1の控除額を適用したあとの金額に2の控除額を適用します。
所得金額調整控除の適用がある場合は、「給与所得金額の速算表」で計算した所得から控除額を差し引いた額を記入してください。

■公的年金等の雑所得金額の速算表

●令和7年12月31日現在、65歳以上の方(昭和36年1月1日以前に生まれた方)の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	収入金額 - 110万円	収入金額 - 100万円	収入金額 - 90万円
330万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 27万5千円	収入金額 × 75% - 17万5千円	収入金額 × 75% - 7万5千円
410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 68万5千円	収入金額 × 85% - 58万5千円	収入金額 × 85% - 48万5千円
770万円以上1,000万円未満	収入金額 × 95% - 145万5千円	収入金額 × 95% - 135万5千円	収入金額 × 95% - 125万5千円
1,000万円以上	収入金額 - 195万5千円	収入金額 - 185万5千円	収入金額 - 175万5千円

●令和7年12月31日現在、65歳未満の方(昭和36年1月2日以後に生まれた方)の場合

公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	収入金額 - 60万円	収入金額 - 50万円	収入金額 - 40万円
130万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 27万5千円	収入金額 × 75% - 17万5千円	収入金額 × 75% - 7万5千円
410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 68万5千円	収入金額 × 85% - 58万5千円	収入金額 × 85% - 48万5千円
770万円以上1,000万円未満	収入金額 × 95% - 145万5千円	収入金額 × 95% - 135万5千円	収入金額 × 95% - 125万5千円
1,000万円以上	収入金額 - 195万5千円	収入金額 - 185万5千円	収入金額 - 175万5千円

所得から差引かれる金額

- 社会保険料控除** …… あなたや、あなたと生計を一にする親族が負担することとなっている社会保険料で、令和7年中に支払った国民健康保険税、国民年金、厚生年金保険料、介護保険料などが対象です。
- 小規模企業共済等掛金控除** …… 独立行政法人中小企業基盤整備機構に支払った掛金（一部除く）および地方公共団体（大分県）に支払った心身障害者扶養共済掛金等を記入してください。
- 生命保険料控除** …… 新（旧）生命保険や介護保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合の控除です。支払証明書を添付してください。（上限70,000円）
- （生命保険料）受取人があなたや配偶者、その他の親族となっている生命保険料や、生命共済契約に基づいてあなたが支払った保険料（支払証明額）を記入してください。
- （介護医療保険料）新生命保険料のうち、介護医療保険料に該当するものです。支払証明書により保険料を確認し、記入してください。
- （個人年金保険料）個人年金保険契約等に基づいてあなたが支払った保険料や掛金を記入してください。なお、特約部分の保険料や掛金は一般の生命保険料に含まれます。

●新契約

支払保険料	生命保険料控除額
12,000 円以下	支払保険料の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

●旧契約

支払保険料	生命保険料控除額
15,000 円以下	支払保険料の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料 × 1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料 × 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

- 地震保険料控除** …… あなたや、あなたと生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金をいいます。

項番	支払った保険料等の区分	支払った保険料の金額		地震保険料の控除額
①	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	50,000 円以下		支払金額 × 1/2
		50,000 円超		25,000 円
②	地震保険料等に係る契約のすべてが旧長期損害保険契約等に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	5,000 円以下	支払保険料の全額
			5,000 円超 15,000 円以下	(支払保険料の全額) × 1/2 + 2,500 円
			15,000 円超	10,000 円
③	①と②が両方ある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額		その合計額
		25,000 円超		25,000 円

- (注) 1 ここていう地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をいいます。
- 2 一つの契約等が地震等損害により保険金や共済金が支払われるものと旧長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。
- 3 地震保険料の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

- 障害者控除** …… 障害者手帳、戦傷病者手帳などの交付を受けている人や精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人、または町長の認定を受けた人。控除額は26万円（特別障害者は30万円）。また、特別障害者に該当する扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にする配偶者以外の親族いずれかの人の同居を常としている人を同居特別障害者といい控除額は53万円。
- ①普通障害者：身体障害者手帳3～6級、療育手帳B（中・軽度）、精神障害者保健福祉手帳2級以下など
- ②特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（重度）、精神障害者保健福祉手帳1級など
- ひとり親控除** …… 生計を一にする子を有し、合計所得が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない者で、控除額は30万円。
- 寡婦控除** …… 次のいずれかに該当する者で、控除額は26万円。
- ①夫と離婚後婚姻をしておらず、扶養親族を有し、合計所得が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない者。
- ②夫と死別後婚姻をしておらず、合計所得が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない者。
- 勤労学生控除** …… 自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得が85万円以下（うち給与所得等以外の所得が10万円以下）の一定の過程を履修する各種学校の生徒。控除額は26万円。
- 配偶者控除** …… 令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者（夫または妻）のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の方について下表の区分によって配偶者控除が受けられます。なお、合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除は受けられません。
- ※同一生計配偶者：納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下の者。
- ※前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者。

納税義務者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	33 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円

配偶者特別控除 …… あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、あなたの合計所得金額、配偶者の所得に応じて下表の区分によつて控除が受けられます。ただし、事業専従者や他の扶養親族となっている場合は除かれます。

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

扶養控除 …… あなたと生計を一にしている配偶者以外の親族（平成22年1月1日以前に生まれた人）、児童福祉法の規定による里子及び老人福祉法の規定による養護老人で前年中給与等の所得が58万円以下の人で控除額は33万円。特定扶養とは平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人で、控除額は45万円。
※年齢16歳未満の扶養（年少扶養親族）は、控除対象とはなりません。町税条例第24条第2項及び附則第5条の非課税限度額の計算上必要となりますので、扶養控除下段の「16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）」欄へ記入漏れのないようご注意ください。

特定親族特別控除(新設) …… 対象者 以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者
1. 年齢19歳以上、23歳未満の親族（配偶者及び青色申告専従者等を除く）
2. 合計所得金額が58万円以上123万円以下（給与収入のみの場合は120万円以上188万円以下）

特定親族の合計所得金額	控除額（住民税）
58万円超 ～ 95万円以下	45万円
95万円超 ～ 100万円以下	41万円
100万円超 ～ 105万円以下	31万円
105万円超 ～ 110万円以下	21万円
110万円超 ～ 115万円以下	11万円
115万円超 ～ 120万円以下	6万円
120万円超 ～ 123万円以下	3万円

基礎控除 …… 前年の合計所得金額により次の額を控除する。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 ～ 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 ～ 2,500万円以下	15万円
2,500万円超 ～	0円

雑損控除 …… 令和7年中に、住宅・家財・現金などに災害や盗難などの損害を受けた時に記入してください。棚卸資産や山林の損害については適用されません。

医療費控除 …… あなたや、あなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のために令和7年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合、所得金額より差し引かれます。この控除を受ける時は医療費明細をまとめた書類または医療費通知を添付してください。

$$\text{支払った医療費} - 10\text{万円または総所得金額の}5\% \text{のいずれか少ない金額} = \text{医療費控除額（上限200万円）}$$

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

〔必要書類〕 明細書、一定の取組を行ったことを明らかにする書類（領収書・結果通知等）を添付し、前年中に、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般医薬品等購入費がある場合、該当項目を記入してください。



※通常の医療費控除との選択制になりますので、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける場合は従来の医療費控除を受けることができません。

寄付金控除 …… 県共同募金会か日本赤十字社または、都道府県、市町村等に対して寄付金を支出した場合、寄付金額の一部が税額控除となります。寄付をされた方は、証明書または領収書を添付のうえ申告をお願いします。

※源泉徴収票・生命保険支払証明書などは申告書裏面の「証明書類の添付箇所」に金額の確認ができるように貼ってください。
※わからないことがありましたら、役場税務課にお問い合わせください（電話 76-3803）。
※申告書の扶養等の控除額については、税法の改正により一部変わることがあります（令和7年12月現在で作成しています）。

◎申告内容に分かりにくい点等があった場合、税務課より電話での聞き取りや、個別にお伺いして確認させていただくこともあります。

令和8年度(7年分) 町民税 (国民健康保険税) 申告書
 県民税 (介護保険料) (後期高齢者医療保険料)

九重町長殿



住所	職業又は勤務先	町記載欄 台帳番号	
個人番号	電話番号	受付: 提出 本人・家族・使者	
フリガナ	生年月日	受付方法 窓口・会場・郵便	
氏名	年 月 日	番号確認	カード 通知・住民票
		身元確認	通知 運転・バス・通知

1. 所得金額

所得の種類	①収入金額	②必要経費	③専従者控除額	所得金額(①-②-③) 円	
営業等				円	
農業				円	
不動産				円	
利子				円	
配当				円	
株式等				円	
その他のもの				円	
給与		(支払者の名称:)		円	
公的年金		(支払者の名称:)		円	
その他				円	
	①収入金額	②必要経費	③差引(①-②)	④特別控除額	所得金額(③-④) 円
総合課税の短期譲渡一時				①	円
				②	円
				③	円
① + [(② + ③) × 1 / 2] =				円	
合 計				円	

※源泉徴収票・生命保険支払証明書などは別紙2の台紙へ貼ってください。
 ※所得の内訳については、別紙1の記載欄に記入してください。

下記の方はこの申告書を提出する必要はありません。

- 所得税の確定申告書を提出された方
- 年末調整済みの給与収入のみの方
- 公的年金収入のみの方

所得がない場合の記載欄 該当するものに○をして必要事項を記入してください。

1	イ 仕送りを受けて生活している ロ だれかに扶養されている	仕送り又は扶養している人の氏名	住所 氏名	個人番号	TEL
2	学生等の方	学校等の名称	学校	年	※令和8年1月1日現在
3	その他	(イ) 年金等の種類 (ロ) 失業保険受給年額 (ハ) 生活保護受給 (ニ) その他	遺族年金・傷病手当金・障害年金・その他() 年額.....円受給 (年 月から 月まで) (年 月 日より受給)		

※白色専従者控除限度額は50万円です(配偶者は86万円)

分離課税の所得	種 目	①収入金額	②必要経費	③差引(①-②)	④特別控除額	所得金額(③-④) 円
	短期譲渡					円
	長期譲渡					円
						円
	山林					円

※土地建物の譲渡所得は他の所得と分離して課税されます。
 ※山林には5年を超える期間所有していた山林を、伐採または立木のまま売却した所得等を記入。

16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)						
	氏名	続柄	生年月日	個人番号	同居・別居の別	摘 要
平22.1.2以後生			平・令 . .		同・別	
[控除対象外]			平・令 . .		同・別	
			平・令 . .		同・別	
			平・令 . .		同・別	

2. 所得から差し引かれる金額

社会 保険料 控除	社会保険の種類	国民健康保険税	国民年金	農業者年金	その他()	円				
	支払った保険料			人分						
小規模企業 共済等掛金 控除	支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額					円				
生命 保険料 控除	一般生命保険	保険金受取人	続柄	保険会社名	新・旧 の区分	支払証明額	控除額については 書き方を参照してください。 ③計(①+②、最高28,000円) 円			
					新・旧					
		(新保険料等の支払証明額計 ①控除額(最高28,000円))		円	(旧保険料等の支払証明額計 ②控除額(最高35,000円))		円	ニ、②と③のいずれか大きい金額 円		
	介護医療							ホ、控除額(最高28,000円) 円		
	個人年金							⑥計(④+⑤、最高28,000円) 円		
		(新保険料等の支払証明額計 ④控除額(最高28,000円))		円	(旧保険料等の支払証明額計 ⑤控除額(最高35,000円))		円	ヘ、⑤と⑥のいずれか大きい金額 円		
ニ + ホ + ヘ (最高70,000円)						円				
地震 保険料 控除	① 地震保険料			② 旧長期損害保険料 (平成18年12月31日までに締結したもの)			控除額については書き方を 参照してください。			
	所有者又は 被保険者	保険等 の種類	保険会社 名など	支払保険料	所有者又は 被保険者	保険等 の種類		④支払保険料計 円		
								⑤支払保険料計 円		
障害者控除	<input type="checkbox"/> 本人障害	障害の 程度	身体・精神 療育・戦傷病	級 度	障害者は26万円 特別障害者は30万円	円				
(注) 障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。										
ひとり親控除	<input type="checkbox"/> ひとり親控除				控除額は30万円	円				
寡婦控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除(死別・生死不明・離婚・未帰還)				控除額は26万円	円				
勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除(学校名:)				控除額は26万円	円				
配偶者控除・ 配偶者特別 控除・同一生 計配偶者	フリガナ		生年月日	明・大 昭・平	配偶者の 合計所得金額 円	障害の 程度	身体・精神 療育・戦傷病 級 度			
	氏名							<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除 対象配偶者を除く。)	円	
扶養控除	氏名	続柄	生年月日	個人番号		同居・別居 の	障害の程度	控除額		
			明・大 昭・平			同・別	身体・精神 療育・戦傷病 級 度	万円		
			明・大 昭・平			同・別	身体・精神 療育・戦傷病 級 度	万円		
			明・大 昭・平			同・別	身体・精神 療育・戦傷病 級 度	万円		
特定親族 特別控除	氏名	続柄	生年月日	個人番号		収入	控除額	障害の程度	等級	控除額
			平成			万円	万円	身体・精神・ 療育	級	万円
基礎控除							円			
控除合計							円			
雑損 控除	損害の原因	損害を受けた 資産の種類	①損害金額	②保険金等で補填 される金額	差引損失額(①-②)	控除額				
						円				
医療費 控除	医療を受けた人の氏名	続柄	①支払医療費等	②保険金等で補填 される金額	差引負担額(①-②)	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制				
						円				

令和8年度（7年分）町民税・県民税申告書（明細書等）

氏名

①農業所得のある方は、収支明細書に記入してください。

収 支 明 細 書									
科 目				金 額	科 目				金 額
収 入 金 額	販売金額	作物名等	①	円	経 費	農薬衛生費	ト	円	
		水 稲				諸材料費	チ	円	
		牛				修繕費	リ	円	
						動力光熱費	ヌ	円	
						作業用衣料費	ル	円	
						農業共済掛金	ヲ	円	
						荷造運賃手数料	ワ	円	
						土地改良費	カ	円	
	小 計		円	他の					
	家事・事業消費	②	円	の					
雑 収 入	③	円	の						
収入計（①＋②＋③）			④	円					
経	雇 人 費	⑤	円	経					
	小作料・賃借料	⑥	円	費					
	減価償却費	⑦	円	費	雑 費	ネ	円		
	貸 倒 金	⑧	円		経費から引く育成費	ナ	円		
	利子割引料	⑨	円		小計（イ～ネ-ナ）	⑩	円		
費	租 税 公 課	イ	円	経費計（⑤～⑨＋⑩）		⑪	円		
	種 苗 費	ロ	円	専従者控除前の所得金額		⑫	円		
	素 畜 費	ハ	円	（④－⑪）					
	肥 料 費	ニ	円	専 従 者 控 除 額		⑬	円		
	飼 料 費	ホ	円	所 得 金 額		⑭	外免（ ）		
農 具 費	ヘ	円	（⑫－⑬）			円			

*肉用牛（子牛等）の売却は免税となりますが、家畜市場の売却証明の添付が必要です。

*免税牛にかかる金額は、上段に（ ）書きで記入してください。

*農業収支内訳書（確定申告用）の用紙は、税務課に用意しています。

○減価償却費の計算

名 称 等	取得年月	① 取得価格	② 償却の基礎 となる金額	耐用 年数	③ 償却率	④ 償却 期間	⑤ 償却費 ②×③×④	⑥ 専用 割合	必要経費算入額 ⑤×⑥
	・	円	円	年		月	円	%	円
	・								円
	・								円
	・								円

事業専従者	氏 名	続柄	生年月日	個人番号			従事月数	事業専従者控除額
			明・大・昭・平 . .				ヵ月	円
			明・大・昭・平 . .				ヵ月	円
			明・大・昭・平 . .				ヵ月	円

- ② 給与所得 日雇、および源泉徴収をしていない事業所などに勤務している方は下記に雇用主から月別の収入を記入し、証明してもらってください。(支払証明書を添付してもかまいません)
 ※支払者の法人番号または個人番号を記入してください。

月	日	給 (円)	勤務 日数	月 収 (円)	月	日	給 (円)	勤務 日数	月 収 (円)	月	日	給 (円)	勤務 日数	月 収 (円)
1					6					11				
2					7					12				
3					8					計				
4					9					賞 与 計				
5					10					合 計 金 額				
主たる雇用主または事業所住所														
主たる事業主または事業所名														
法人番号または個人番号														
電 話														

- ③ 営業所得のある方は収支明細書に記入してください。 ④ 不動産所得のある方は収支明細書に記入してください。

収支明細書 令和7年1月1日～令和7年12月31日	
収 入 金 額 (円)	必 要 経 費 (円)
① 売上金額	水道光熱費
② 売上原価	修 繕 費
①-②差引金額	消 耗 品 費
雑 収 入	損 害 保 険 料
	雇 人 費
	地 代 家 賃
	③必要経費合計
④ 収入合計	⑤専従者控除額
所 得 金 額 ④ - ⑤ - ⑥	円

収支明細書 令和7年1月1日～令和7年12月31日	
収 入 金 額 (円)	必 要 経 費 (円)
家賃収入	固定資産税
地代収入	損害保険料
貸駐車場	修 繕 費
権 利 金	借入金利子
更 新 料	減価償却費
	地 代 家 賃
	③必要経費合計
④ 収入合計	⑤専従者控除額
所 得 金 額 ④ - ⑤ - ⑥	円

- ⑤ 配当所得の内訳

会 社 名	種 類	株数等	収入金額 (円)	所得税源泉 徴収税額(円)	支払確定 年 月
	一般配当				年 月
	その他				年 月
	一般配当				年 月
	その他				年 月
合 計					

- ⑥ 雇人費支払内訳

氏 名	生年月日	支払金額 (円)
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
合 計	人 (イ)	円

- ⑦ 配当割額又は株式等譲渡所得割の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割の控除を受けようとする場合は、右の各欄に配当割額又は株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	円

- ⑧ 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円	条例指定分	都道府県	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	円		市区町村	円

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。
 「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

令和8年度(7年分) 町民税 (国民健康保険税)
 県民税 (介護保険料) 申告書
 (後期高齢者医療保険料)

九重町長殿



住所	職業又は勤務先	町記載欄	
個人番号	電話番号	台帳番号	受付:
フリガナ	生年月日	提出	本人・家族・使者
氏名	年 月 日	受付方法	窓口・会場・郵便
		番号確認	カード 通知・住民票
		身元確認	カード 運転・バス・通知

1. 所得金額

所得の種類	①収入金額	②必要経費	③専従者控除額	所得金額(①-②-③) 円	
営業等				円	
農業				円	
不動産				円	
利子				円	
配当				円	
株式等				円	
その他のもの				円	
給与		(支払者の名称:)		円	
公的年金		(支払者の名称:)		円	
その他				円	
	①収入金額	②必要経費	③差引(①-②)	④特別控除額	所得金額(③-④) 円
総合課税の短期譲渡一時				①	円
				②	円
				③	円
① + [(② + ③) × 1 / 2] =				円	
合 計				円	

※源泉徴収票・生命保険支払証明書などは別紙2の台紙へ貼ってください。
 ※所得の内訳については、別紙1の記載欄に記入してください。

下記の方はこの申告書を提出する必要はありません。

- 所得税の確定申告書を提出された方
- 年末調整済みの給与収入のみの方
- 公的年金収入のみの方

所得がない場合の記載欄 該当するものに○をして必要事項を記入してください。

1	イ 仕送りを受けて生活している ロ だれかに扶養されている	仕送り又は扶養している人の氏名	住所 氏名	個人番号	TEL
2	学生等の方	学校等の名称	学校	年	※令和8年1月1日現在
3	その他	(イ) 年金等の種類 (ロ) 失業保険受給年額 (ハ) 生活保護受給 (ニ) その他	遺族年金・傷病手当金・障害年金・その他() 年額.....円受給 (年 月から 月まで) (年 月 日より受給)		

※白色専従者控除限度額は50万円です(配偶者は86万円)

分離課税の所得	種目	①収入金額	②必要経費	③差引(①-②)	④特別控除額	所得金額(③-④) 円
	短期譲渡					円
	長期譲渡					円
						円
	山林					円

※土地建物の譲渡所得は他の所得と分離して課税されます。
 ※山林には5年を超える期間所有していた山林を、伐採または立木のまま売却した所得等を記入。

16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)						
	氏名	続柄	生年月日	個人番号	同居・別居の別	摘要
平22.1.2以後生			平・令		同・別	
[控除対象外]			平・令		同・別	
			平・令		同・別	
			平・令		同・別	

